

# 都市計画の変更案に関する説明

- 1) 都市計画道路の見直しの必要性について
- 2) 都市計画道路の見直し方法について

令和3年8月

ひたちなか市都市整備部 都市計画課

# 1) 都市計画道路の見直しの必要性について

---

# 都市計画道路とは

## 都市施設とは

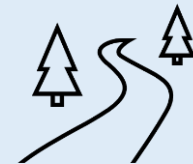
- 円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設のことです  
(例: 道路、公園、下水道、ごみ焼却場など)



都市計画道路は  
都市施設の一つです

## 都市計画道路とは

- 将来の街の姿や市内全体の交通処理、防災などを考えたうえで、**まちづくりの骨格**となるように、「都市計画法」に基づいてルートや幅員などが決められた道路のことです
- 主に**近隣の市町村や、市内の主要な施設(駅など)・拠点・市街地どうしをつなぐ幹線道路**として整備することを目的としています

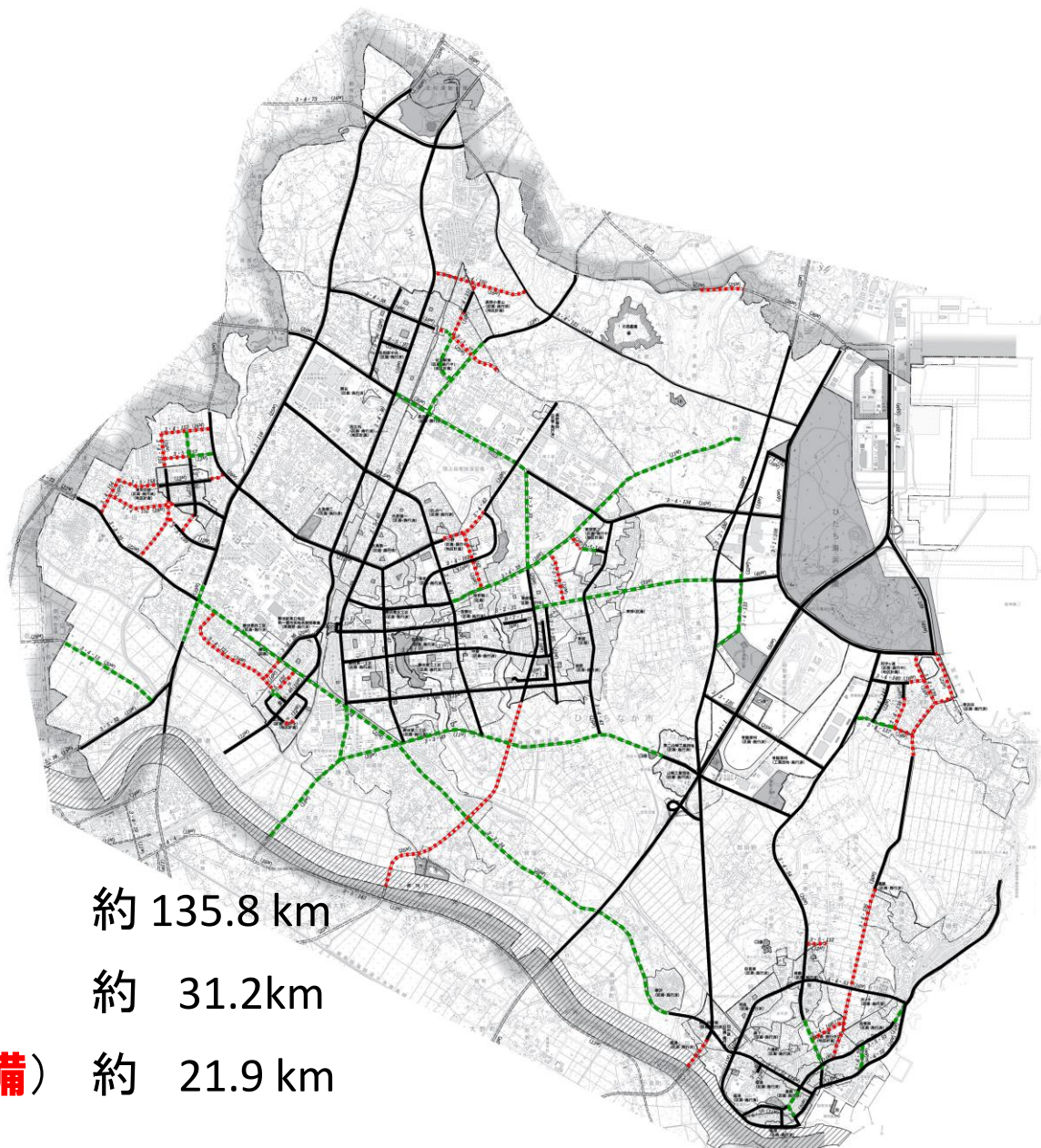


# 本市の都市計画道路の整備状況

(令和3年4月1日時点)

73路線決定  
計画延長 約188.9km

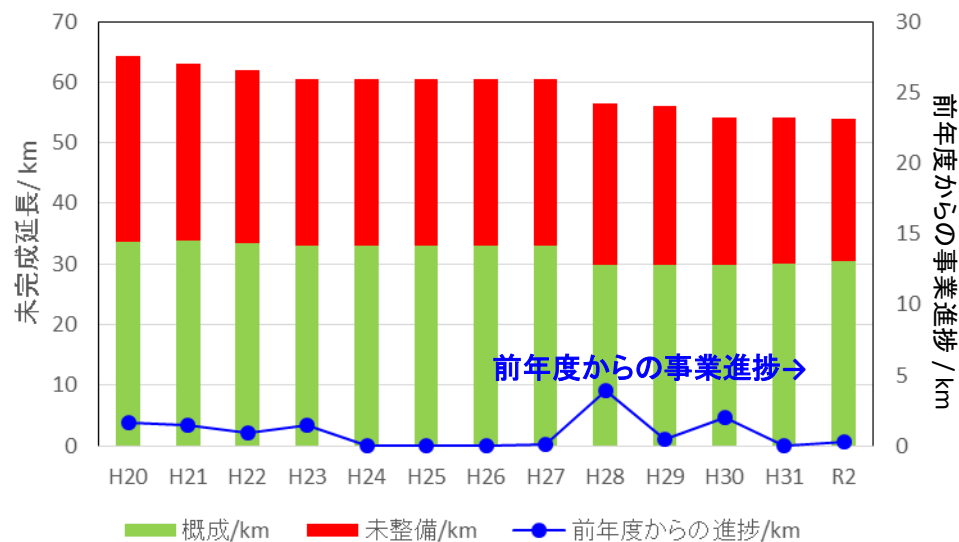
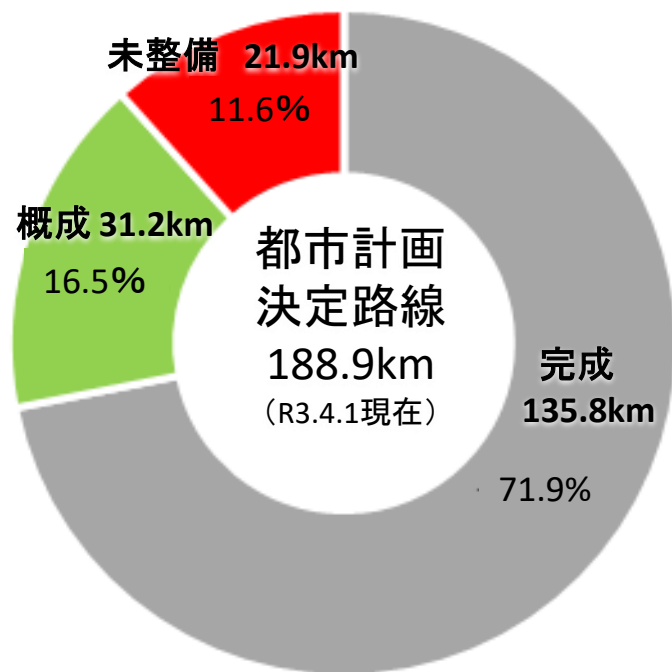
	都市計画道路(完成)	約 135.8 km
	都市計画道路(概成)	約 31.2km
	都市計画道路(未整備)	約 21.9 km



# 本市の都市計画道路の整備状況

■ 都市計画決定の約30%, 53.1kmが未完成

■ 近年の事業進捗ペースは平均1km程度



## 完成延長割合

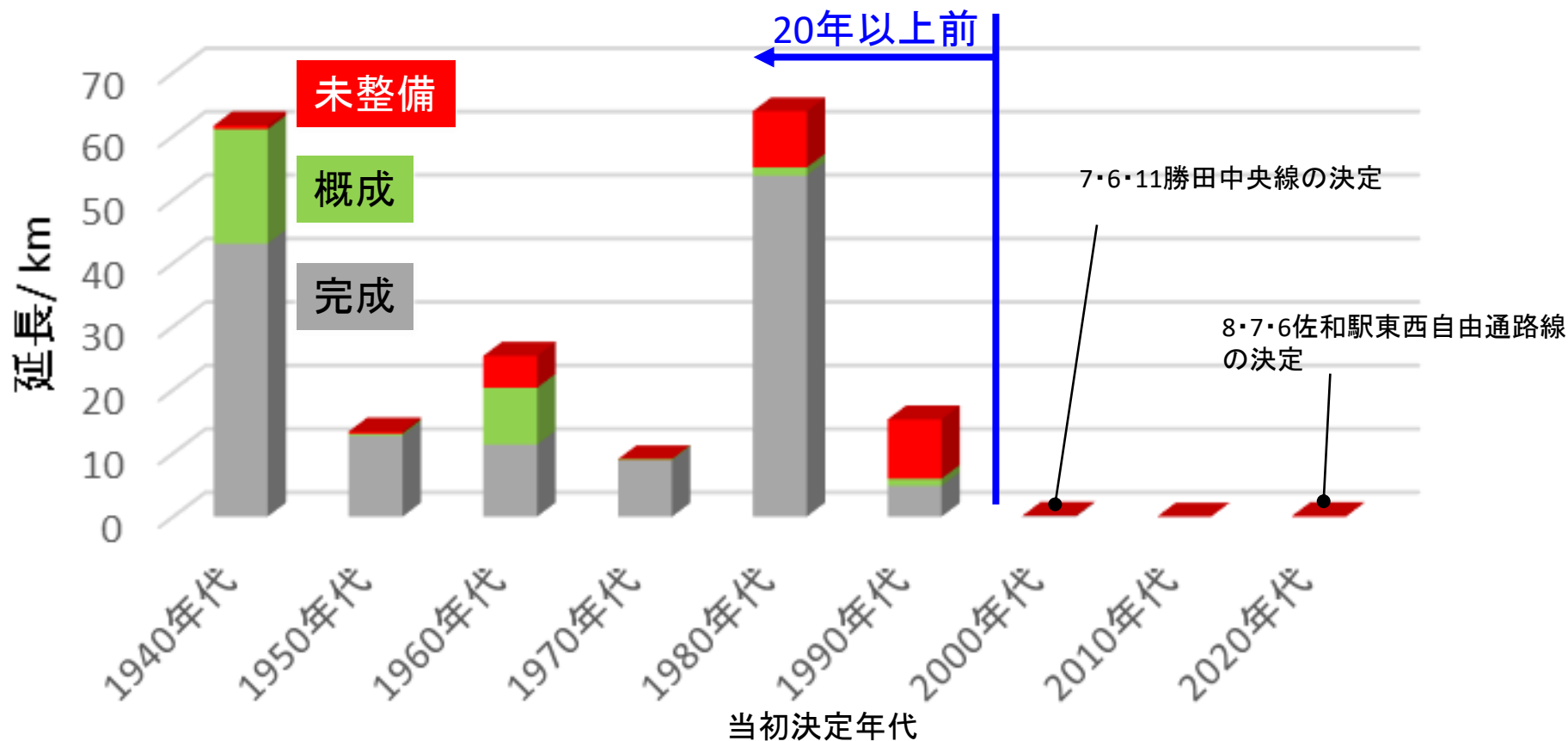
平成20年 66.1%

平成30年 71.4%

# 都市計画道路の整備状況

- 未完成の道路のほとんどが決定から20年経過

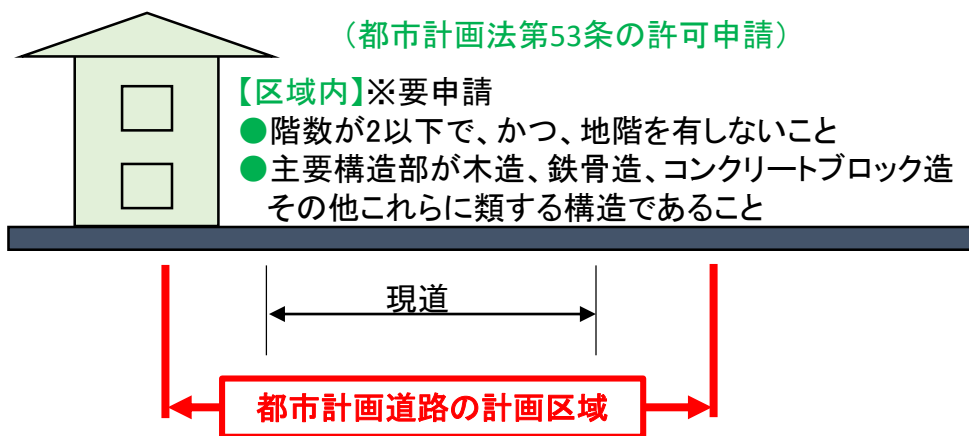
都市計画道路当初決定年次



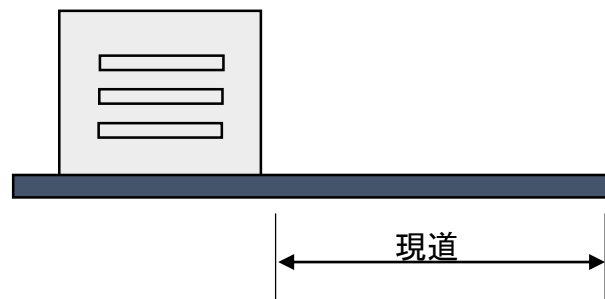
# 見直しの必要性

## 建築制限について

- 都市計画道路の計画区域内においては、**建築制限**を課しています



建築制限なし



見直しにより廃止となった場合は、  
建築制限がなくなります。

- 都市計画道路としての必要性が低下しているにも関わらず計画を存続すると**土地所有者等の生活**に影響を与えたり、**土地の有効活用**が阻害されたりするなど弊害が生じます

必要性が低下した都市計画道路について、適切に見直しを図ることが重要です



# 見直しの必要性

## 見直しの必要性

都市計画道路の中には、  
都市計画を決定してから長年にわたり事業に着手されていないものもあります

人口減少など社会情勢  
の変化

近年のまちづくりの  
方向性の変化

厳しい財政状況

将来の交通需要に適した  
都市計画道路の整備が必要

※『都市計画運用指針(国土交通省)』や『茨城県都市計画道路再検討指針』においても社会情勢を踏まえ**都市計画道路の再検討を行うこと**とされています。



## 2) 都市計画道路の見直し方法について

---

# 県指針に基づく検証

## 都市計画道路再検討カルテの作成による評価

① 上位計画による路線の位置付け

② 道路機能の検証

③ 対象路線の代替道路の有無

④ 事業化に支障となる要因の検証

⑤ 道路構造令との整合

⑥ 再編道路網(案)の作成

⑦ 再編道路網(案)の適切性の検証

⑧ 総合評価

都市計画道路網(案)

『茨城県都市計画道路再検討指針』に基づいて  
対象路線を評価し、必要性を検証しました。

# 県指針に基づく検証

## 都市計画道路再検討カルテの作成による評価

① 上位計画による路線の位置付け

② 道路機能の検証

③ 対象路線の代替道路の有無

④ 事業化に支障となる要因の検証

⑤ 道路構造令との整合

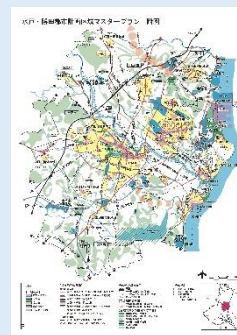
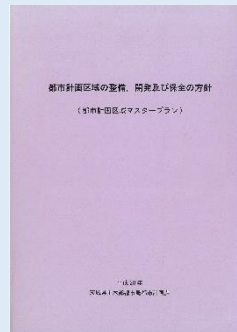
⑥ 再編道路網(案)の作成

⑦ 再編道路網(案)の適切性の検証

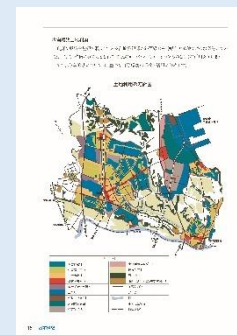
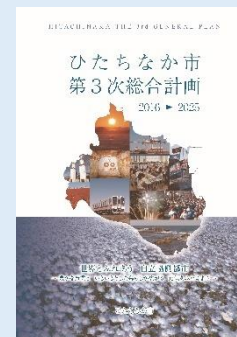
⑧ 総合評価

① 茨城県の都市計画区域マスタープランや市の総合計画、都市計画マスタープランなどにおける位置付けや期待される役割を確認

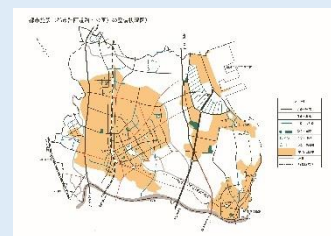
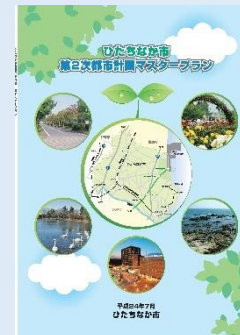
茨城県都市計画  
区域マスタープラン



ひたちなか市  
第3次総合計画



ひたちなか市第2次  
都市計画マスタープラン



# 県指針に基づく検証

## 都市計画道路再検討カルテの作成による評価

① 上位計画による路線の位置付け

② 道路機能の検証

③ 対象路線の代替道路の有無

④ 事業化に支障となる要因の検証

⑤ 道路構造令との整合

⑥ 再編道路網(案)の作成

⑦ 再編道路網(案)の適切性の検証

⑧ 総合評価

② 対象路線のもつ道路機能の観点から必要性を検証

### 《ネットワーク性》

- 都市間・市街地間の連絡
- 骨格的なネットワークの構築

### 《交通機能》

- 課題を解決する上での効果(交通事故・道路混雑など)
- 主要拠点へのアクセス  
(医療・教育・商業・文化施設、駅・IC・港湾など)

### 《空間機能》

- 都市の景観形成上の役割
- 中心的な場として位置付け・活用(地域の伝統的な祭りなど)
- 災害発生時の役割  
(基幹的な避難路、延焼防止の緩衝帯など)
- 公共交通の運行状況・導入計画

### 《市街地形成機能》

- 確実性のある面的整備地区に関わる路線  
(土地区画整理事業、市街地再開発事業など)
- 他の都市計画と一体性をもった望ましい土地利用計画  
(用途地域、地区計画など)
- 中心市街地活性化への寄与
- 市街地の街区形成上の役割

# 県指針に基づく検証

## 都市計画道路再検討カルテの作成による評価

① 上位計画による路線の位置付け

② 道路機能の検証

茨城県都市計画道路再検討カルテシート 抜粋

		Ⅱ 都市計画道路としての重要性				
② 道路機能 の検証	②-1 《ネットワーク性》 都市のネットワーク性 都市の骨格形成	都市間・市街地間連絡状況	<input type="checkbox"/> 都市間連絡機能有 <input type="checkbox"/> 市街地間連絡機能有		○	
		骨格的ネットワークの状況	<input type="checkbox"/> 骨格的格子型ネット <input type="checkbox"/> 骨格的放射環状型ネット <input type="checkbox"/> その他骨格		○	
	②-2 《交通機能》 安全かつ円滑な交通の確保	交通センサスにおける交通量	自動車 台/24h 歩行者 人/12h	対象路線の 現道に相当 する路線 →	当該市町村 全道路平均 →	○
		死亡事故発生状況 件/km				
		道路混雑度				
		主要拠点へのアクセス機能	主要拠点の名称とアクセス状況			○
		都市環境機能	<input type="checkbox"/>	根拠	具体的記述	○
	②-3 《空間機能》 都市防災機能		<input type="checkbox"/>	根拠	具体的記述	○
		公共交通等取容機能	<input type="checkbox"/>	根拠	具体的記述	○
	②-4 《市街地形成機能》 形成機能	市街地開発事業等の支援	<input type="checkbox"/>	根拠	具体的記述	○
	用途地域や地区計画との整合	<input type="checkbox"/>	根拠	具体的記述	×	
	中心市街地活性化に貢献	<input type="checkbox"/>	根拠	具体的記述	○	
	街区形成機能	<input type="checkbox"/>	根拠	具体的記述	○	
	評価及び 該当項目数					10

各機能に  
該当すれば○,  
1点が加算される

# 県指針に基づく検証

## 都市計画道路再検討カルテの作成による評価

① 上位計画による路線の位置付け

② 道路機能の検証

③ 対象路線の代替道路の有無

④ 事業化に支障となる要因の検証

⑤ 道路構造令との整合

⑥ 再編道路網(案)の作成

⑦ 再編道路網(案)の適切性の検証

⑧ 総合評価

③ 対象路線の周辺において、対象路線がもつ機能をおおむね代替しうる道路(現道を含む)の有無を検証

- 「対象路線とほぼ同方向でほぼ同一の市街地間を連絡する**現道又は約1km以内の位置**に道路が存在(整備予定も含む)」

又は「**単一路線または複数路線で対象路線の大部分の機能を担う**道路が存在(整備予定を含む)」等

かつ「その道路の整備水準(全体幅員及び車線数)が対象路線とおおむね同程度以上」

⇒ 代替路線あり

- **面的整備事業**などのアクセス道路であったが、当該事業が**断念・廃止**されたことで対象路線自体が不要

⇒ 代替路線自体が不要

# 県指針に基づく検証

## 都市計画道路再検討カルテの作成による評価

① 上位計画による路線の位置付け

② 道路機能の検証

③ 対象路線の代替道路の有無

④ 事業化に支障となる要因の検証

⑤ 道路構造令との整合

⑥ 再編道路網(案)の作成

⑦ 再編道路網(案)の適切性の検証

⑧ 総合評価

④ 対象路線が、地形・地物及び物理的な制約、  
その他の事業化の支障となる課題があるか検証

○歴史的・文化的価値の高い遺産

○保全すべき自然・動植物

○軟弱な地盤

○当初決定後に宅地が進み沿道が住宅密集地となっている

など

⑤ 幅員や横断構成について、  
現在の道路構造令を満たしているかを検証



# 県指針に基づく検証

## 都市計画道路再検討カルテの作成による評価

- ① 上位計画による路線の位置付け
- ② 道路機能の検証
- ③ 対象路線の代替道路の有無
- ④ 事業化に支障となる要因の検証
- ⑤ 道路構造令との整合
- ⑥ 再編道路網(案)の作成
- ⑦ 再編道路網(案)の適切性の検証
- ⑧ 総合評価

## 茨城県都市計画道路再検討カルテシート 抜粋

Ⅲ 対象路線の代替道路の有無											
名称	管理者	種 級	平均幅員	車歩道幅員	車線数	交通量(24h)	混雑度				
③ 対象路線の代替道路の有無	代替道路あり・不要→-3点 代替不可能→0点							-3			
	評価及び該項目数	代替可能(計画有)									
Ⅳ 事業化の課題											
④-1 住民等の意向	要望書や陳情書の内容								x		
	重要な歴史的資源の有無								x		
	重要な自然的資源の有無								x		
	地形地物的問題点の有無								x		
	④-2 地形・地物及び物理的な制約等	当該道路の大規模構造物の有無								o	
	当該道路区域内での建築物棟数の多少								o		
	当該道路区域内での堅牢建築物等の有無								x		
評価及び課題配点数								-2			
⑤ 道路構造令との整合	標準断面構成(片側幅員)	分離帯	側帯	車線	車線	路肩(停車帯)	植樹帯	自転車道	歩道(自歩道)	歩道(保護路肩)	
	既決定 区間①	m	m	m	m	m	m	m	m	m	
	既決定 区間②	m	m	m	m	m	m	m	m	m	
	既決定 区間③	m	m	m	m	m	m	m	m	m	
	構造令 区間①	m	m	m	m	m	m	m	m	m	
	構造令 区間②	m	m	m	m	m	m	m	m	m	
	構造令 区間③	m	m	m	m	m	m	m	m	m	
構造令全幅-既定全幅 区間①											
構造令全幅-既定全幅 区間②											
構造令全幅-既定全幅 区間③											
評価及び課題配点数	道路構造令不整合の場合、課題ありで○、-1点となる							o			

各支障に該当すれば○、1点減点となる

道路構造令不整合の場合、課題ありで○、-1点となる

# 県指針に基づく検証

## 都市計画道路再検討カルテの作成による評価

① 上位計画による路線の位置付け

② 道路機能の検証

③ 対象路線の代替道路の有無

④ 事業化に支障となる要因の検証

⑤ 道路構造令との整合

⑥ 再編道路網(案)の作成

⑦ 再編道路網(案)の適切性の検証

⑧ 総合評価

⑥ ①～⑤の検証を踏まえ、総合的に必要性を評価した上で  
存続・変更・廃止の方針案、再編道路網の案を作成

- 全体評価結果が+4点以上 ⇒ **存続候補**路線
- 対象路線に関わる何らかの社会経済情勢等があり、  
かつ 全体評価結果が-4点以下  
⇒ **見直し候補**路線(全廃止, 一部区間廃止, 車線数の変更等)
- 全体評価結果が-3~3点以上  
⇒ 総合的に必要性を勘案し, 存続・変更・廃止候補とする。

・施行中の区画整理事業地内の都市計画道路については、  
区画整理事業により整備。現在、各地区とも早期の事業完了  
に向けて整備をすすめていることから、存続。

・ネットワークを維持する上で、最低限必要なものは存続

：

# 県指針に基づく検証

## 都市計画道路再検討カルテの作成による評価

① 上位計画による路線の位置付け

② 道路機能の検証

③ 対象路線の代替道路の有無

④ 事業化に支障となる要因の検証

⑤ 道路構造令との整合

⑥ 再編道路網(案)の作成

⑦ 再編道路網(案)の適切性の検証

⑧ 総合評価

⑦ 再編道路網の案が適切であるかを検証

### 《交通処理》

- 再編された道路網全体として適切に交通処理が可能か  
(将来自動車交通需要量の推計)

### 《道路配置》

- 各用途地域においてバランス良く配置されているか
- 幹線道路相互の接続性や連続性に問題はないか

### 《道路密度》

- 道路密度を算出し、道路配置の適切性を定量的に評価

⑧ 検証結果を総合的に評価し、  
対象路線の存続・変更・廃止の方向性を決定

都市計画道路網(案)

ご覧いただき、ありがとうございました。

変更案については、  
津田地区、佐和地区、堀口・市毛等地区、那珂湊地区の  
地区ごとに説明動画をご覧ください。